

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、企業理念と経営指針を基本として、収益力の向上を図り、株主及びその他の全ステークホルダーに配慮しつつ、企業価値を高めることを企業経営の中心課題と捉えております。

【企業理念】

アーバネットコーポレーションは人々の安全で快適な「くらし」の提案を行い、豊かで健全な社会の実現を目指します。

【経営指針】

顧客志向:顧客満足度を高めることを第一に考え、株主と従業員の幸せを追求します。

独創志向:「くらし」の提案を通して、社会が必要とする技術革新と自社だけの特色を創造し強化します。

共生志向:企業と企業、人と人とのネットワークを大切に、互いに成長し共生することを経営の目的とします。

このような目的を継続的に維持向上するために、日常的な業務執行を律する規範としてコーポレート・ガバナンスを経営の中心課題として捉え、リスク管理とコンプライアンスの徹底による内部統制の充実により、株主及び投資家又は利害関係者等からの厚い信頼を得られるよう経営努力していく所存であります。

当社グループにおいては、ステークホルダーからの信頼確保に向け、経営の健全性・透明性・効率性を高めるという視点に立ち、最適なコーポレート・ガバナンスの整備・構築を目指しております。

当社は「執行役員制度」を導入し、経営機能と執行機能の分離・強化を推進することで経営の健全性と効率性をより高めるとともに、社外取締役を招聘し取締役の監督機能の強化と透明性の確保に努めております。

また、監査役は、内部監査部門である内部監査室並びに監査法人と相互の連携を図りながら、取締役の業務執行に関する監査を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの「基本原則」をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社服部	5,616,000	17.90
株式会社合田工務店	588,000	1.87
塩田浩二	414,800	1.32
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	393,172	1.25
服部弘信	384,000	1.22
服部信治	350,000	1.12
奥田周二	314,100	1.00
株式会社明和	280,000	0.89
小幡正行	182,500	0.58
熊本久人	170,000	0.54

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

上記大株主の状況は、2021年6月30日付の株主名簿によるものであります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	6月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
中島 信一郎	弁護士													
篠田 哲志	他の会社の出身者													
山口 さやか	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中島 信一郎	○	—	弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理にとらわれず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であり、法律に関する知見を生かした専門的見地から有用な意見をいただくことで、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化が見込まれること、また、当社との人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係において当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、社外取締役並びに独立役員に選任しております。

篠田 哲志	○	——	長きにわたり証券会社の代表取締役を務められており、日本取引所自主規制法人規律委員会委員を務める等、経営やコンプライアンスに関して豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与いただくと判断したこと、また、当社との人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係において当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、社外取締役並びに独立役員に選任しております。
山口 さやか	○	——	公認会計士及び税理士としての豊富な経験や実績を有するとともに、他の上場企業において社外監査役を務めており、専門的な見地から有用な意見をいただくと判断したこと、また、当社との人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係において当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、社外取締役並びに独立役員に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会と監査法人は四半期に1度レビュー時に会議を持つほか、事業年度の初めには年間監査計画を提出しております。また、代表取締役と監査法人のレビュー時にも常勤監査役は立ち会っております。常勤監査役と内部監査室は、月に1度の打合会を定例とし、その他必要に応じて会議を持っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
進藤 祥一	他の会社の出身者													
椎熊 正大	他の会社の出身者													
徳山 秀明	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
進藤 祥一		—	長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、リゾート会社にて開発事業に携わった経験も有していることから当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。
椎熊 正大		—	金融機関における豊富な経験と建設業界勤務による、不動産業界全体への包括的理解を有していることから、当社の監査体制の強化が期待できるものと判断し、社外監査役に選任しております。
徳山 秀明		—	公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

取締役のうち、独立役員の資格を充たす者を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新

実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

株主価値との連動性を重視し、株式交付信託や譲渡制限付株式といった株式報酬制度の導入を検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2021年6月期の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下の通りとなっております。

取締役を支払った報酬: 182,100千円(うち社外取締役: 10,800千円)

監査役を支払った報酬: 18,000千円(うち社外監査役: 18,000千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬(金銭報酬)とし、各取締役の役位に応じて他社水準、当社の業績等を考慮したうえで決定する。

b. 固定報酬等、業績連動報酬等又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬のみとする。

c. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、「a. 取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針」で定めた方針に基づき取締役管理本部長が提案し、代表取締役社長服部信治が総合的に勘案して決定する。

代表取締役社長に委任する理由は、当社業績を踏まえ取締役の個人別の報酬額を決定するために、会社組織全体を俯瞰する立場の代表取締役社長が最も適しているためであります。

取締役の報酬限度額は、2019年9月27日開催の第22回定時株主総会において、年額300百万円以内(うち社外取締役分は30百万円以内)(使用人分給与相当額は含まない)と決議しており、決議時の取締役の員数は8名(うち社外取締役は3名)であります。また、監査役の報酬限度額は、2005年9月14日開催の第8回定時株主総会において、年額300百万円以内と決議しており、決議時の監査役の員数は2名であります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

専任のスタッフは置いておりませんが、社外取締役については社長並びに管理本部長及び経理部長より適時に社内情報を提供しており、社外監査役に対しては内部監査室並びに管理本部のスタッフにより、適時要請に応じてサポートいたしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
_____	_____	_____	_____	_____	_____

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 一名

その他の事項

代表取締役社長等を退任した者が就く相談役・顧問等の制度はございません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会

当社の取締役会は、議決権者として取締役8名(うち社外取締役3名)で構成されており、当社の重要事項を決定し、取締役並びに執行役員の仕事の執行状況を監督しております。取締役会には、経営監視を主たる目的として監査役3名(全員社外監査役)も同席しており、定時取締役会として毎月1回、年12回の取締役会を開催し、会社の業務執行に関する意思決定機関として、経営の妥当性、効率性及び公正性について適宜検討し、法令及び定款に定められた事項、並びに重要な事項は全て付議され、業績の状況とその対策及び中期的な経営課題への対処についても検討しております。また、定時取締役会のほかに、四半期決算における決算取締役会や株主総会後の新取締役による取締役会並びに迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合等に、逐次臨時取締役会を開催し、十分な議論の上で意思決定を行っております。なお、2021年6月期に開催された臨時取締役会は10回であります。

監査役会

当社は、定款の定めにより監査役会を設置しております。監査役会は、監査役3名(全員社外監査役)で構成されており、監査方針、業務の分担等の策定を行うとともに、その方針及び分担にもとづいて行われた各監査役監査並びに監査法人監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行っております。監査役会は、定時取締役会の同日に定例監査役会を開催するとともに適時必要に応じて臨時監査役会を開催いたしております。監査役は取締役会及びその他の重要な会議に出席し、取締役の法令・定款遵守状況の把握に加えて、監査法人並びに内部監査室との連携、各取締役からのヒアリング等を実施する他、稟議書や関係資料の閲覧を通して内部監査及び監査法人監査の正確性・妥当性・有効性、監査法人の報酬の妥当性を検討するなど、監査役監査を実施しております。なお、2021年6月期に開催された臨時監査役会は2回であります。

執行役員制度

当社は、執行役員制度を導入することで経営機能と執行機能の分離・強化を推進し、経営の健全性と効率性をより高めております。執行役員は、当社執行制度における2本部体制において、管理本部と事業本部の牽制の下、両本部長を上席執行役員とし、業務執行の必要に応じて、会社の取締役及び従業員の中から職責を全うし得ると判断された者を執行役員として、取締役会が選任いたします。現在、上席執行役員2名、執行役員3名が選任されております。

部長会

部長会は、代表取締役に全部門長並びに内部監査室長で構成され、常勤監査役の立ち会いのもと毎週1回開催しております。日常業務上の問題点や業務の進捗状況の確認をテーマとして、意見交換を活発に行い、経営上のコンセンサスと効率化を図っております。

内部監査室

内部監査室は、監査法人並びに監査役会と緊密に連携を取り、監査法人とは四半期に1度のミーティング、監査役会とは常勤監査役との月に1度の定時連絡会を実施しております。内部監査室は、内部監査担当部門として全部門を対象に年度計画にもとづく業務監査並びに内部統制上の評価を実施し、監査結果を報告するとともに、被監査部門に対し、改善事項の指摘・指導を行うなど、内部統制の有効性の向上に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、不動産業界特有の各種法令並びに業界慣例等専門分野での経験並びに知識を有し、当社ビジネスモデルを代表取締役と共に構築してきた設立以来の取締役に加え、上場会社として必要である各種法令や経験・知識を有する取締役・部門長を確保して経営の効率化を図ってまいりました。また、本体制を補完するために、社外取締役3名、社外監査役3名を選任しております。

さらに、当社では執行役員制度を導入し、経営の健全性と効率性をより高めるとともに、社外監査役並びに社外取締役の招聘により、取締役の監督機能の強化と透明性の確保に努めております。

また、監査役は、監査法人及び内部監査部門である内部監査室と相互の連携を図りながら、取締役の業務執行に関する監査を実施していることから、コーポレート・ガバナンスの体制を十分に図ることができると判断し、現在の体制を選択いたしております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めております。 招集通知を法定期日(株主総会開催日2週間以上前)より前に発送するとともに、発送日に先立ち、当社ホームページ及び東京証券取引所ウェブサイト「東証上場会社情報サービス」に早期開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主が参加できるように集中日を回避して開催することに努めております。 また、遠方の株主が参加しやすいよう、株主総会を午後に開催いたしております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
その他	財務諸表の報告については、映像による分かりやすい詳細な説明を心がけております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	・当社ではディスクロージャーポリシーを策定し、当社ウェブサイトにて公表しております。 http://www.urbanet.jp/privacypolicy/tabid/547/Default.aspx	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	・四半期決算ごとに年4回決算説明会を開催いたしております。 ・上記説明会の模様は、当社ホームページにて動画配信を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	・決算短信・四半期報告書・有価証券報告書・臨時報告書・株主総会招集通知・株主通信・決算説明会資料・適時開示資料をホームページに掲載いたしております。 http://www.urbanet.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	・IR担当部署は、経営管理部であります。 ・IR担当役員として、管理本部長が任命されております。 ・経営管理部にはIR専任担当者がおります。	
その他	・機関投資家との建設的な対話を行うべく、沈黙期間を除く期間において、機関投資家からの問い合わせ並びにOne On OneやSmall Meetingの要請につきましては、積極的に応じております。 ・ステークホルダーへの情報提供として、半期ごとに社長インタビューを動画配信いたしております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	・全ての関係者を尊重し、十分なコミュニケーションを図ることを「企業理念」、「経営指針」、「URBANET BASIC MISSION」の中で規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	・日本において活動の場が少ない立体アートを勉強する学生だけを対象にした、コンペティション(アート・ミーツ・アーキテクチャー・コンペティション)を2001年から継続開催しております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

・顧客、株主、投資家、取引先、社員、そして社会に対して常に公平、公正であるとともに、コミュニケーションを重視し、適切な情報開示を行うこととしています。
・投資家に対しては「ディスクロージャーポリシー」を定め、適切に実行しています。

その他

・役員や管理職への女性の登用につきましては、現在、社外取締役1名、部長2名となっております。当社では、女性社員の活躍支援を積極的に行っております。

当社グループは、反社会的勢力との関係排除のため全取引先候補の反社会的勢力チェックを実施するとともに、一定期間を超えた既存取引先の反社会的勢力チェックを行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

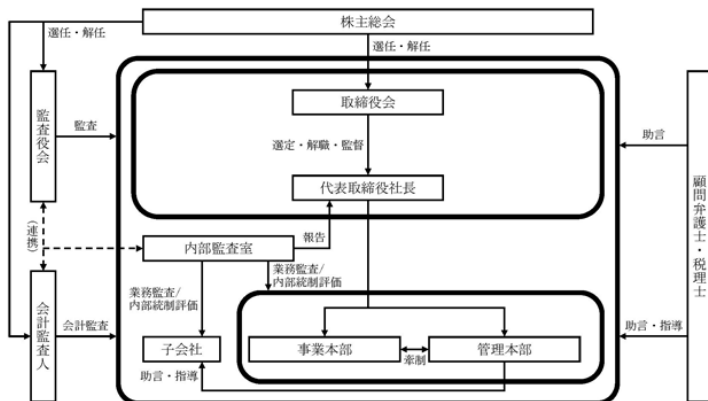
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

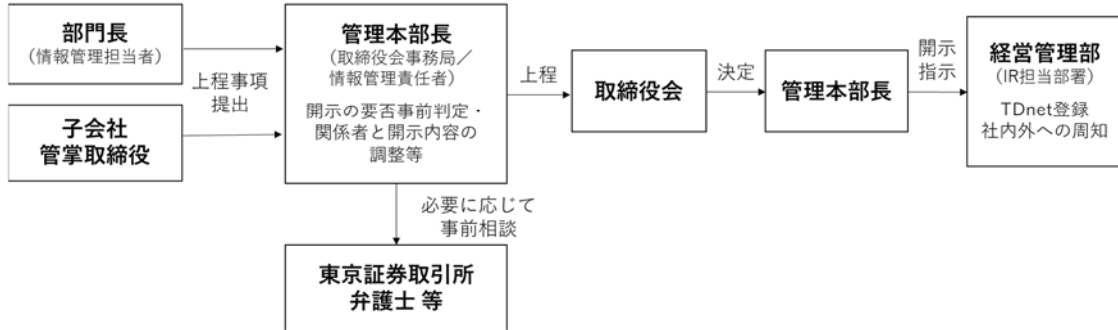
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図】



【適時開示体制の概要（模式図）】

< 当社グループの決定事実に係る場合 >



< 当社グループの発生事実に係る場合 >

